

# 木造住宅除却事業及び 住宅屋根耐風改修事業の補助制度について

定住推進課

## 1 木造住宅除却助成事業 ※令和6年度からの新規事業

町では、昭和56年5月以前（築43年以上）に建築された木造住宅について、除却費用の一部を助成する補助制度を創設しました。現在、居住中の木造住宅除却（建替え・移転等）をご検討している場合は、まずは定住推進課にご相談ください。

内 容	(1) <u>昭和56年5月以前（築43年以上）に建築された木造住宅で、台所・風呂・トイレがある住宅が対象</u> になります。 (2) 木造軸組工法で建築され、個人が所有する住宅で、耐震診断の評点が1.0未満の住宅が対象になります。 (3) 空き家は対象外になります。
補助の条件	(1) <u>木造住宅の全てを除却し、耐震性のある建築物への住み替え又は建て替えること</u> (2) 今までに森町建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと
補助額	除却事業に要する経費に <u>23%</u> に相当する額と40万円と比較して、いずれか少ない額とします。
計算例	除却事業に要する経費が100万円又は200万円の場合 ・100万円（税込）×23% = 23万円 ∴ <u>補助額 23万円</u> ・200万円（税込）×23% = 46万円 ※ただし、上限額は40万円のため、 <u>補助額 40万円</u>

## 2 住宅屋根耐風改修助成事業 ※令和6年度からの新規事業

町では、住宅屋根の耐風対策を促進するため、令和3年12月31日以前に建築された住宅の瓦屋根住宅について、耐風診断及び耐風改修工事費用の一部を助成する補助制度を創設しました。瓦屋根の耐風改修をご検討している場合は、まずは定住推進課にご相談ください。

①耐風診断について	(1) 対象の瓦屋根は、粘土瓦・セメント瓦が対象になります。 (2) 1棟につき、耐風診断に要する経費と <u>31,500円</u> とを比較して <u>いずれか少ない額の2/3以内</u> で、上限額を21,000円とする。 (3) 原則として瓦屋根の全面を診断すること
計算例	耐風診断費用が50,000円（税込）の場合 50,000円 > 31,500円のため、 <u>補助額は上限額の21,000円</u> になります。 ※申請者の負担額は29,000円になります。
②耐風改修について	(1) 1棟につき、耐風改修に要する経費と屋根の面積1㎡当たり、24,000円を乗じた額（上限額240万円）とを比較して <u>いずれか少ない額の23%</u> で、 <u>上限額を55.2万円</u> とする。 (2) 原則として耐風診断を実施していること (3) <u>瓦屋根の全面を改修すること</u>
計算例	耐風改修費用が300万円（税込）の場合 300万円×23% = 69万円 > 55.2万円のため、 <u>補助額は上限額55.2万円</u> になります。 ※申請者の負担額は244.8万円になります。

定住推進課 住まい支援係までお気軽にお問い合わせください。電話 85-6321